

平成22年8月30日

問い合わせ先：国土交通省海事局
運航労務課安全衛生室
担当：今井、服部
(内線 45-256, 45-255 直通 5253-8652)

平成22年度（第54回）船員労働安全衛生月間について

1. 趣旨

船員労働安全衛生月間（以下「月間」という。）は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で54回目を迎える。

船員の災害・疾病は、第1次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者のたゆまぬ努力により、発生件数・発生千人率とも大幅に減少し、その成果をあげているものの、現在においても陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、船員の労働災害をめぐっては、近年、船員の高齢化、設備や機器の高度化、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の変化が生じていることに加え、船員不足が顕在化しつつあり、これに適確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き、船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。

このため、全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開すべく、平成22年度船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき以下のとおり月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚を図るとともに、船員災害防止対策の一層の推進を図ることとする。

2. 実施時期

平成22年9月1日～9月30日（船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく出漁の前に訪船するなど、適当な時期を定めて集中的な活動を実施すること。）

3. 月間スローガン

“笑顔待つ 家族に贈ろう無災害”

4. 主唱者等

国土交通省、水産庁が主唱者となって、船員災害防止協会、船員労働安全衛生協議会等の全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員が中心となって実施する。

5. 主な行事

月間中における各地方運輸局等の主な行事は別添のとおり。